



2019年

12/17(火)

10:00 ~ 16:30

譲渡の契約から申告・調査及び、
同族法人との譲渡の具体例によるポイント

書籍「<令和2年3月申告用>

譲渡所得・山林所得・贈与税・財産評価 申告の手引」付き！

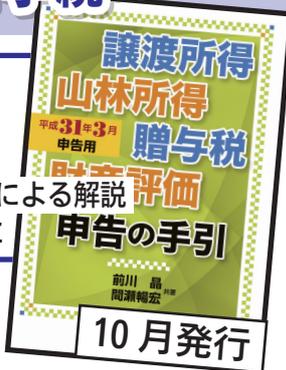
Web OK
クーポン

譲渡所得及び譲渡と関連する 税務の実務とチェックポイント

～確定申告及び実地調査を踏まえた実務と手続～

ポイント

- ✓ 譲渡所得の基礎事項の確認、特例・申告手続と留意事項
- ✓ 事業用資産の買換特例の確認と計算
- ✓ 非上場株式の譲渡と時価の考え方
- ✓ 同族会社との譲渡に伴って発生する法人税、財産評価、贈与税、相続税の具体例による解説
- ✓ 税務調査の実務上のポイントー「聞いてなかった、知らなかった」がないように



令和元年分の路線価は全国平均で4年連続で上昇し、最高路線価も33都市で上昇しています。

また、平成30年分の土地等の譲渡所得の申告人員、所得金額も地価上昇などの要因により、9年連続で増加しております。したがって、令和元年分もこのような譲渡所得の増加傾向は続くのではないのでしょうか。このような中、譲渡所得は、さまざまな特例が数多く設けられておりますが、なじみが薄いことから、きわめて複雑・難解となっております。

また、一番難解とされる事業用資産の買換について、具体例に基づいて計算を行っていただきます。

そこで、譲渡の発生から申告までの必要な実務や手続について、基礎事項から特例計算まで、令和2年3月申告用「譲渡所得・山林所得・贈与税・財産評価申告の手引」を基本テキストとして、具体的事例と豊富な資料に基づいて解説し、十分な知識を吸収していただきます。

さらに、相続税の基礎控除が引き下げられたこともあり、個人・法人間の資産管理の相談が急増しています。このようなことから、非上場株式の譲渡と時価の考え方及び、同族法人との譲渡に伴って発生する法人税、財産評価、贈与税、相続税の関係についても解説します。

なお、後日トラブルが発生しないように、税務調査についての実務上のポイントについても解説します。

講師紹介

税理士

まえがわ あきら

前川 晶 氏

名古屋国税局訟務官室実査官、同資産税課審理係長、同資産税課主査（審理）、熱田税務署資産課税第一部門統括官、その後、税理士登録 津地方裁判所、津家庭裁判所 民事・家事調停委員、松阪市国定資産評価審査委員会委員長、津市地域審議会委員、株式会社の監査役、公益法人の理事・監事に多数就任。

<主な著書>譲渡所得・山林所得・贈与税・財産評価申告の手引（共著・税務研究会）など

会場

アパホテル <TKP札幌駅前>

札幌市中央区北2条西2丁目19 TKP札幌ビル

※教室は1階エレベーター横の掲示板にてご確認ください。

受講料

1名様につき

(テキスト・書籍・昼食・消費税含む)

書籍「<令和2年3月申告用>譲渡所得・山林所得・贈与税・財産評価 申告の手引 (2019年10月発行予定)」付き

37,000円 [会員 32,600円]

※会員…企業懇話会会員・研究会会員

お申込み方法

申込書に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込みください。(弊社ホームページでもお申込み頂けます)

受講票(会場地図)、請求書・振込用紙をお送りします。

受講票はお申込みいただいた際に記載の(または登録のある)メールアドレスへお送り致します。

※受講料は、開催日前日までのご送金をお願いします。

キャンセルについて

キャンセルの場合は、開催日前営業日15時までにご連絡ください。

(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)

●当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。

●代理の方のご出席もお受けいたします。

お問い合わせ
お申込み先

株式会社 税務研究会 北海道支局

TEL 011-221-8348

060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6F

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

主な研修内容

※当日は、筆記用具・電卓等をご持参ください。

I 譲渡所得とは

1. 譲渡所得の基因となる資産
2. 譲渡の意義
3. 事例と解説
 - (1)法人に対する贈与
 - (2)負担付贈与など

II 譲渡所得の区分

1. 長期譲渡所得と短期譲渡所得
2. 資産の取得の日と譲渡の日
3. 事例と解説
 - (1)取得契約時に未完成な家屋の取得の日
 - (2)ゴルフ会員権の譲渡
 - (3)金地金の譲渡など

III 収入金額、取得費、譲渡費用

1. 収入金額
2. 特別な場合の収入金額
3. 取得費の計算
4. 譲渡費用の確認
5. 事例と解説
 - (1)買主が税金を負担する場合
 - (2)未経過固定資産税の金額
 - (3)財産分与による不動産の譲渡
 - (4)整地費用と概算取得費
 - (5)相続により取得した資産の譲渡
 - (6)土地、建物を一括購入している場合
 - (7)中古資産を購入した後に譲渡した場合など

IV 固定資産の交換

1. 特例の適用
2. 譲渡所得の計算
3. 事例と解説
 - (1)時価の異なる土地の交換
 - (2)交換取得資産を更に交換する場合

- (3)代替地として所有している土地との交換
- (4)三者交換

V 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡

1. 特例の適用
2. 申告手続
3. 事例と解説
 - (1)特例の適用を受けずに確定申告を行った場合
 - (2)優良住宅地の造成等の特例と居住用財産の譲渡の適用
 - (3)開発許可に基づく地位の承継

VI 居住用財産の譲渡

1. 特例の適用
2. 事例と解説
 - (1)各特例の選択
 - (2)居住用財産を2以上有する場合の判定時期など

VII 被相続人の居住用財産の譲渡

1. 特例の適用
2. 申告手続
3. 事例と解説
 - (1)二以上の建築物のある一団の土地
 - (2)対価の額が1億円を超える場合

VIII 収用等の場合の課税の特例

1. 特例の適用
2. 6ヶ月以内の譲渡
3. 2年以上にわたる譲渡
4. 経費補償金の課税延期
5. 対価補償金への振替
6. 事前協議
7. 譲渡所得の計算

8. 事例と解説

- (1)代替資産の組合せ
- (2)耕作権の対価と特例の適用
- (3)5,000万円控除から代替資産の特例への変更など

IX 事業用資産の買換

1. 特例の適用
2. 買換資産の取得
3. 譲渡所得の計算
4. 買換資産の取得価額
5. 事例と解説
 - (1)買換資産の取得価額、取得の日
 - (2)譲渡所得の計算など

X 有価証券の譲渡

1. 申告分離課税
2. 特定口座
3. 損益通算及び繰越控除
4. 事例と解説
 - (1)上場株式等の取得価額の把握
 - (2)申告不要制度
 - (3)上場株式と非上場株式を譲渡した場合
 - (4)上場株式の譲渡損の申告を失念した場合
 - (5)相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合など
 - (6)非上場株式の譲渡と時価の考え方

XI 税務調査の実務上のポイント

XII 事例と解説

同族会社との譲渡に伴って発生する法人税、財産評価、贈与税、相続税

★研究会会員特典「Web無料クーポン」の対象セミナーです。

クーポンをご利用の方は、研究会会員サイトからお申込みください。

※ 研究会会員サイトはこちらから→ <https://login.member.zeiken.co.jp/login>

申
込
先

株式会社 税務研究会 北海道支局

弊社ホームページからお申し込みいただけます！

FAX 011-222-2735

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>



セミナー申込書 「譲渡所得及び譲渡と関連する税務の実務とチェックポイント」

受講料 _____ 名分 _____ 円 【12月17日(火)】 122270

お客様コード					←購読誌送付袋に記載されている番号の「上8桁」をご記入ください。		2019年	月	日
所在地	〒 _____								
フリガナ					TEL				
事務所名 会社名					FAX				
部課役職名					部課役職名				
フリガナ				税理士支部・登録番号	フリガナ				税理士支部・登録番号
氏名					氏名				
e-mail					e-mail				

※ 受講票はご記入いただいたメールアドレスへお送り致しますので、メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください。

支払い方法
(お選びください)

銀行振込(手数料はお客様負担)

郵便振替

※会場でのお支払いはご遠慮ください。

個人情報の取扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報の提供に使用させていただくほか、当社がおすすめするサービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細は、web (<https://www.zeiken.co.jp/privacy/>) でご確認ください。

HP